

誓約書取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、大阪市屋外広告物条例（昭和31年条例第39号。以下「条例」という）第1条に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置（以下「設置等」という。）以前に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築確認（以下「確認」という。）が必要であったにもかかわらず、確認を受けず又は確認を受けたかどうかが不明であり、かつ条例第2条第1項の規定による許可を受けることなく設置等している既存の広告物（以下この要領上「既存不適格広告物」という。）の新規許可申請時において、当該既存不適格広告物における状況に鑑み、当該新規許可申請時における誓約書の取扱い等を定めるものである。

(申請者の責務)

第2条 既存不適格広告物の新規許可を申請する申請者は、当該既存広告物の安全性を確保する責務を負うものとする。

(誓約書の提出)

第3条 本市は既存不適格広告物に関する条例第2条第1項の規定による許可申請の際に、申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。

2 前項の誓約書の提出を求められた申請者は、遅滞なく誓約書を提出するものとする。

(様式)

第4条 誓約書の様式は、別記のものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に条例第2条又は第3条の規定による許可を受けて表示し、又は設置している既存不適格広告物については、第3条にかかわらず、この要領の施行以後最初の条例第3条第1項又は同条第2項の規定に基づく許可申請の際に、本市は申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。